

# 令和8年度 企業におけるジェンダー平等推進 PR 事業業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「令和8年度 企業におけるジェンダー平等推進 PR 事業業務委託」の契約予定者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

### 1. 業務の趣旨

滋賀県では、働きやすい職場づくりや人材確保、企業価値の向上を支援することを目的に、平成 27 年度から「女性活躍推進企業認証制度」(以下、認証制度という。)を創設し、運用している。しかしながら、制度創設から 11 周年を迎える令和7年度においても、県内に約3万2千社存在する企業のうち、認証を取得しているのは 314 社にとどまっている。特に、最高位である三つ星認証企業は 15 社に過ぎず、認証企業全体の 5%にも満たない状況である(令和8年 1 月時点)。その背景には、制度の認知不足や、新規認証取得・ステップアップ申請手続きに要する負担に対し、認証取得のメリットが十分に認識されていないことがあると考えられる。

このため、県民や求職者に対しては、認証企業は「誰もが柔軟に働きやすい」「女性活躍の取組の実績が公表され、安心して働ける」といった認知を広げるとともに、企業に対しては、認証企業は「人材を確保しやすい」「人材が定着しやすい」「従業員のエンゲージメントを高められる」といったメリットの広報・啓発を強化する必要がある。

そこで、Web や SNS 等を活用することにより、認証制度本来のメリットを広く企業や県民、求職者に周知する。そうすることで認証制度の信頼性・社会的価値を向上させ、新規認証取得・ステップアップ申請を促し、認証企業数の拡大を図る。

### 2. 業務の概要

#### (1)委託業務の名称

令和8年度 企業におけるジェンダー平等推進 PR 事業業務委託(以下、「委託業務」という。)

#### (2)業務の内容等

別紙「令和8年度 企業におけるジェンダー平等推進 PR 事業業務委託 仕様書」のとおり  
(以下、「仕様書」という。)

#### (3)委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

#### (4)予定価格

4, 933, 500円(消費税および地方消費税を含む)

### 3. プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1)地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2)滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと、その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。

(4)滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

(営業種目)大分類「役務」が希望営業種目に登録されていること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 Tel:077-528-4314

#### 4. 参加申込書の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、あらかじめ、次のとおり公募型プロポーザル参加申込書(様式1)を提出すること。参加申込がない場合は、企画提案書等を受け付けない。

(1) 提出期限

令和8年5月 20 日(水) 17 時(必着)

(2) 提出場所

「11 問合せ先」に同じ

(3) 提出方法

メールまたは FAX

・必ず電話で到着確認を行うこと。

#### 5. 公募型プロポーザル説明会について

説明会は開催しない。

#### 6. 公募型プロポーザルにかかる質問および回答について

(1)質問方法

別添の質問票(様式2)によりメールまたは FAX にて受け付ける。

※審査の内容に関しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。

なお、質問票を送信した者は、必ず電話で到着確認を行うこと。

(2)質問票提出期限

令和8年5月 20 日(水) 12 時まで

(3)質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめて、参加申込書を提出した全事業者あてに、令和8年5月 22 日(金)をめぐりにメールまたは FAX で回答する。

(4)質問票の提出先

「11 問合せ先」に同じ

#### 7. 企画提案にかかる提出書類について

(1)提出期限

令和8年6月1日(月) 17 時(必着)

(2)提出方法

下記「11」に示す提出先への持参または簡易書留郵便による郵送。ただし、郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3)提出書類:

○企画提案書および添付書類（正本） 1部

○企画提案書の写し(副本) 5部

※企画提案書の正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。副本 5 部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。

8. 審査および契約予定者の決定方法

当課が設置する3名の委員による審査会において、提出された企画提案書等の審査を行い、当該業務の契約予定者を選定する。

(1)審査方法

提案のあった企画提案書等について、以下の評価項目および評価点に基づき、公正かつ厳正に書類審査を実施し、予定価格の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を当該事業の契約予定者として1者選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。

なお、プレゼンテーションは行わない。

(2)審査結果の通知

企画提案の採否について、文書で採用または不採用の通知を行う。

(3)契約締結

上記(1)により選定した契約予定者と契約内容についての協議を行うが、審査会での意見等に基づき、提案内容の一部変更する可能性がある。万一、協議が不調となった場合は、次点の者を契約予定者とする場合がある。

(4) 評価項目および評価点

| 評価項目 |  | 評価点  |
|------|--|------|
| ①    | 認証制度の魅力、メリットを効果的に訴求するコンテンツ制作になっているか。   | 30点  |
| ②    | ターゲット層に向けた情報発信が適切かつ効果的な提案となっているか。  | 30点  |
| ③    | 類似事業の取組実績があるか。   | 13点  |
| ④    | 事業を実施するための十分な体制、能力を有しているか。また、スケジュールが無理のない具体的なものであるか。   | 10点  |
| ⑤    | 概算見積額<br>予定価格に対する比率に応じた点数とする<br>予定価格の 80%未満……………評価点の満点<br>予定価格の 80%以上 85%未満…評価点の満点の 80%の点<br>予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点<br>予定価格の 90%以上 95%未満…評価点の満点の 40%の点<br>予定価格の 95%以上……………評価点の満点の 10%の点   | 10点  |
| ⑥    | 県内に本店を有する事業者であるか。  | 1点   |
| ⑦    | 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。   | 1点   |
| ⑧    | 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか。  | 1点   |
| ⑨    | 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。<br>①障害者の雇用にに関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。<br>②障害者の雇用にに関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。<br>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。<br>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。  | 1点   |
| ⑩    | 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。   | 2点   |
| ⑪    | 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。<br>①国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証<br>②一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録<br>③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録<br>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 | 1点   |
| 計    |  | 100点 |

## 9. 失格となる場合

- (1)上記「7」の企画提案にかかる提出書類の提出期限に遅れた場合
- (2)企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3)企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4)企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5)その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## 10. その他

- (1)公募型プロポーザルの参加に要する経費は、すべて各事業者の負担とする。
- (2)提出された企画提案書は返却しない。
- (3)1社1提案とする。
- (4)企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は原則として認めない。
- (5)採用した場合でも、実施過程においてその内容を変更する場合がある。
- (6)使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨とする。

## 11. 企画提案書等の提出先および問合せ先

滋賀県商工労働部女性活躍推進課 活躍推進係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3772 FAX:077-528-4807 E-mail:fg00@pref.shiga.lg.jp